

慶弔に関する内部規程

第一条（目的）

この規程は、若松町幸自治会則第 14 条の定めるところにより、若松町幸自治会の慶弔に関する事項について定め、もって会員及び親族の福祉に寄与することを目的とする。

第二条（誕生祝）

1. 会員のお宅にお子さまが誕生したときは誕生祝金を贈る。
2. 誕生祝金は金 3,000 円とする。
3. 会員はお子さまが誕生したときは速やかに組長またはブロック長へ報告し慶事連絡書を作成することとする。
4. 誕生祝金は出生から 1 年以内に慶事連絡をした場合に限る。ただし、役員会が認めた場合はこの限りではない。

第三条（弔慰金）

1. 会員が死亡したときは弔慰金を贈る。
2. 弔慰金は金 3,000 円とする。
3. 会員が死亡したときは速やかに組長またはブロック長へ報告し弔事連絡書を作成することとする。
4. 弔慰金は四十九日以内に弔事連絡をした場合に限る。ただし、役員会が認めた場合はこの限りでない

第四条（特別功労者）

自治会の役職にあった者、または長年わたって自治会の活動に貢献した功労者については、弔慰金の他、花輪を贈呈することができることとする。

第五条（敬老祝品）

9 月の敬老の日に長寿者に御祝品を送り、敬老する。なお、対象者の年齢、お祝い品の内容についてはその年の役員会で諮り決めることとする

附則

この規程は 2025 年 5 月 1 日から施行する。